

工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）とは

最近の鋼材類及び燃料油の高騰に伴い、一部の工事では当初請負金額の範囲で工事を完成させることが全国的に困難な状況となっております。この状況を鑑み、国土交通省が単品スライド条項の運用基準を平成20年6月13日付けで定め、地方公共団体においても単品スライド条項を的確に運用するよう各都道府県、政令指定都市、市町村に対し依頼の通知がありました。

○今回対象資材

「鋼材類」、「燃料油」及びその他請負代金額に大きな影響を及ぼすもの。

○単品スライドとは

急激なインフレなどにより短期間に建設資材が高騰した場合、請負代金を変更できるという措置を指します。実際には公共工事標準請負契約約款の第25条に、賃金または物価の変動に基づく請負代金額の変更が示されています。このうち単品スライドに該当するのは、第5項であります。

○熊取町工事請負契約書（抜粋）

第25条第5項

特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

○単品スライド条項制定のこれまでの経緯

この単品スライドは、第二次オイルショック期間の昭和55年度に、石油価格の高騰により建設資材が価格変動した際に、特別措置として、工事請負契約書に附則を設定し、請負代金額の変更に対応したのが始まりで、昭和56年度には公共工事標準請負契約約款に規定されましたが、これまで運用基準が明確に定められていませんでした。その後、本条項の適用事例はなく、今回が28年ぶりの適用となります。

なお、国土交通省においては、単品スライド条項を平成20年6月13日以降から適用しています。

○請負代金の変更の考え方

約款第25条は、通常合理的な範囲を超える価格の変動については、一方の契約当事者のみに負担を負わせることは適当でないとの考え方に基づき定められています。今回の運用基準においては請負代金の増加分が、対象工事費の1%を超える額を発注者が負担することとなっています。